

第19回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年3月20日  
 告示番号 第4号  
 会議年月日 令和5年3月27日  
 会議の場所 一関市役所川崎支所 多目的室  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 企画係長 浅岡 栄嗣  
 主 事 千葉 星夏

本日の案件 第19回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時36分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第19回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、14番 佐藤 宗雄 委員、19番 佐藤 洋子 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に17番 松岡 千賀子 委員、18番 佐々木 栄一 委員を指名いたします。                  書記には、浅岡係長、千葉主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。                  「報告第41号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。                  一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>

農地専門委員長

第3回農地専門委員会の協議結果について概要を報告いたします。

開催日時、令和5年3月16日、14時から15時まで、開催場所、一関市役所川崎支所2階多目的室、出席者は私ほか農地専門委員10名、欠席1名、事務局からは、佐藤局長補佐、千葉主事。

農地パトロール及び農地利用状況調査の結果であります。

7月から9月までに行った農地パトロールの実績は、延べ42日、出席延べ人数189人、調査筆数1,091筆、調査面積130.5ヘクタールであります。再生利用可能農地については、1回目分を12月に発送、2回目分を今年度中に発送との報告を受けました。

協議案件は2件であります。

荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断については非農地判定予定一覧に掲載された農地を非農地とすることを可と決定しました。

下限面積（別段面積）の廃止については、令和5年4月1日より施行される農地法一部改正に伴う農地下限面積の撤廃のため、一関が独自に設定していた下限面積（別段の面積）を撤廃することを可とする旨を確認しました。

以上、報告いたします。

議 長

以上で「報告第41号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

なければ、報告第41号の質疑を終わります。

「報告第42号 専決処分報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第42号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したものと

で、記載の第1号から13ページの第44号までの44件、44名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年3月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第42号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第42号の質疑を終わります。

次に、「報告第43号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

報告第43号、農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第2号までの2件3筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届け出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時現地確認をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第43号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

24番  
鈴木 弘也 委員

先月、東山支所からの要望で白い水田で騒がれていたのに現在進行形で着工されていたと聞きました。

盛土の内容は事前に確認出来るものか。それを未然に防げないものか後段をお聞かせください。

局長 補佐

現状変更の場合は、事前に届出いただき、そのまま書面審査し問題ないものに届出済証を交付しているものです。

ただし、県から東山の業者さんにかかる工事は継続していると聞いている。そちらの方のご指摘でした。

それで、当方と県の認識が違っておりました。当方の認識としては表土の問題と考えていた。そもそもああいう形で点在しているが、一つの業者がまとめて碎石を入れるという行為が違反転用として調査を進めているとのことでした。

盛土すべてがダメということではありません。

提出された書類を確認、その後の工事確認することで進めていくこととなります。

ただし、熱海の盛土の事件がございました。盛土の規制が強化されます。盛土全般に対する見方が厳しくなるので、どの位の高さまで盛るのか精査していかなければと考えております。

24番  
鈴木 弘也 委員

ありがとうございます。

これだけ騒がれている事例があることから、何等かの対策をとっていかねばと思います。よろしく申し上げます。

議長 長

その他ございませんか。

なければ、報告第43号の質疑を終わります。

議長 長

次に、「議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 長

15ページをご覧ください。

議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請7件です。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページから16ページをご覧ください。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、

譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲受人の世帯員が所有する農地と取得予定の農地が隣接しており、一緒に耕作することで利便性が図れることから、贈与により農地を取得しようとするものであります。

16 ページから 17 ページをご覧ください。

第4号及び第5号については、貸付人が耕作管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年9か月間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第6号については、貸付人が高齢により耕作管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年9か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18 ページをご覧ください。

第7号については、譲渡人と譲受人は、親子の関係にあり、譲渡人が高齢のため、農業後継者である譲受人が生前贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第8号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年3月31日までの4年間で、物納となっております。

19 ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請9件です。

第9号及び第10号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの5年間となっております。

第11号については、譲渡人が耕作を辞めたことから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

20 ページから 23 ページをご覧ください。

第12号から第17号については、それぞれの譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、6人の譲渡人が持ち分の24分の1を所有して

おります。また、耕作者であり、持ち分 24 分の 18 を所有している譲受人がその共有の持ち分を取得し単有名義にするため、贈与により農地を取得しようとするものです。

24 ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請 3 件です。

第 18 号及び第 19 号については、譲渡人と譲受人は、親子及び祖母と孫の関係にあり、譲渡人が高齢のため、農業後継者である譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。

第 20 号については、譲渡人と譲受人は、同じ農事組合法人の組合員同士の関係にあり、譲渡人が耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 21 号については、譲渡人が高齢により耕作管理できないことから、隣接地を所有している譲受人が耕作の利便性を図るため、贈与により農地を取得しようとするものです。

26 ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請 3 件です。

第 22 号については、貸付人が耕作管理困難の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間で、物納となっております。

第 23 号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、隣接する農地の所有者である譲受人が経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

第 24 号については、貸付人が耕作管理困難の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

以上、24 件の申請は、いずれの申請についても農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 122 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

11番 山本 佳範 委員	<p>一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和5年3月13日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、そして私 山本でございます。</p> <p>農地利用最適化推進委員 小野寺、佐々木委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事でございます。</p> <p>報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長  10番 佐藤 和幸 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域、農地法第3条現地調査報告書</p> <p>調査日、令和5年3月10日、午前10時より行いました。</p> <p>調査員、農業委員 私 佐藤です。</p> <p>農地利用最適化推進委員 及川、千葉、事務局職員として千葉主査であります。</p> <p>報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p>
議 長  21番 畠山 潔 委員	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>大東地域、現地調査日、令和5年3月10日、午後1時半より、農業委員 私と農地利用最適化推進委員の及川、菅原、あとは産業建設課課長補佐の畠山さんで行いました。</p> <p>報告内容、第9号から第17号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p>
議 長  8番	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域に係る農地法第3条現地調査報告をいたします。</p>

千田 幹雄委員

現地調査日、令和5年3月10日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田と農地利用最適化推進委員 千葉、遠藤、支所職員 小山主査で行いました。

報告内容、第18号から第20号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございます。

12番

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日につきましては令和5年3月10日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては千葉委員、それから私 藤原、農地利用最適化推進委員につきましては小松委員、支所職員からは小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容、第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございます。

13番

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

佐藤 和威治 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

調査日は令和5年3月10日、月曜日、午前8時45分より行っております。

調査員は農業委員として私 佐藤、それに農地利用最適化推進委員として伊藤委員、佐藤委員の両名、そのほか支所職員の阿部産業建設課主事が同行し、4名で行っております。

第22号から第24号につきましてはですが、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。



ごさいませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

議 長 よって、「議案第122号」を可と決します。

次に、「議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐 27ページをお開き願います。

議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域にかかわる申請5件です。

第1号と第2号は同一事業で、譲受人が宅地分譲11区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲4区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

28ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

議 長  
  
10番  
山本 佳範 委員

次に、大東地域に係る申請1件です。  
第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。  
以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。  
以上で説明を終わります。  
以上で「議案第123号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。  
最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。  
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。  
第1号及び2号の申請地は、一ノ関駅から南西2kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東側が公衆用道路、南側が水路となっております。  
申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。  
第3号の申請地は、一ノ関駅から南西に約2.6kmの位置にあり、周囲は北及び南側が市道、東側が農地、宅地、西側が宅地となっております。  
申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。  
第4号、申請地は、一ノ関駅から南西に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側、西側が宅地、南側が市道、西側が公衆用道路となっております。  
申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われます。  
第5号、申請地は、一ノ関駅から北に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側、東側が宅地、西側が市道、南側が水路、西側が公衆用道路となっております。  
申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に

議 長  
21番  
畠山 潔 委員

接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、大東地域担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第5条現地調査書

調査日と調査員は3条と同じでございます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、大東支所から南西に約820mの位置にあり、周囲は北側、東側が市道、南側が国道、西側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませつか。

議 長

議 長

(なしの声あり)  
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第123号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

30ページをお開き願います。

議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が56件、所有権移転が5

件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が6件、集団案件一括方式が26件です。

最初に貸借権設定ですが、

第1号から37ページの第13号までの13件は、一関地域に係る申請です。

第14号から49ページの第45号までの32件は、花泉地域に係る申請です。

50ページをお開き願います。

第46号から52ページの第52号までの6件は、東山地域に係る申請です。

第53号から53ページの第55号までの3件は、室根地域に係る申請です。

54ページをお開き願います。

第56号は、藤沢地域に係る申請です。

55ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号は、花泉地域に係る申請です。

第4号は、大東地域に係る申請です。

57ページをお開き願います。

第5号は、室根地域に係る申請です。

58ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

59ページをお開き願います。

第3号から第5号までの3件は、室根地域に係る申請です。

60ページをお開き願います。

第6号は、藤沢地域に係る申請です。

61ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から70ページ第26号までの26件は、一関地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第124号」の説明を終わります。</p> <p>なお、[貸借権設定]第2号について、6番 菅原 吉昭 委員が、第46号について、7番 佐藤 想司 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第2号、第46号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第2号、第46号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第124号」[貸借権設定]第2号について審議いたします。</p> <p>菅原 吉昭 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時15分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第124号」[貸借権設定]第2号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第124号」[貸借権設定]第2号を可と決します。</p> <p>菅原 吉昭 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時18分 入室)</p>
議	長	<p>菅原 吉昭 委員に申し上げます。</p>

議	長	<p>「議案第124号」〔貸借権設定〕第2号は可と決しました。</p> <p>次に、「議案第124号」〔貸借権設定〕第46号について審議いたします。</p> <p>佐藤 想司 委員は退室願います。 (午後2時19分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第124号」〔貸借権設定〕第46号を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第124号」〔貸借権設定〕第46号を可と決します。</p> <p>佐藤 想司 委員は入室願います。 (午後2時22分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 想司 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第124号」〔貸借権設定〕第46号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第125号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長 補佐		<p>71ページをお開き願います。</p> <p>議案第125号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は2件で、一関地域1件、千厩地域1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p>
議	長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第125号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果</p>

10番	山本 佳範 委員	<p>報告をお願いいたします。</p> <p>一関地域担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、一関インターより西に約4.1kmの位置にあり、周囲は農地に囲まれております。</p> <p>平成元年頃より牛舎として利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員につきましては3条と同じですので割愛させていただきます。</p>
8番	千田 幹雄 委員	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第2号 申請地は、千厩支所から南東に約310mの位置にあり、周囲は北側、西側が宅地、東側は農地、南側が市道となっております。</p> <p>昭和52年頃から進入路及び駐車場として利用されております。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第125号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p>

議長

局長補佐

よって、「議案第125号」を可と決めます。

次に、「議案第126号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

72ページをお開き願います。

議案第126号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

本日お配りしました「議案第126号別冊」をご覧ください。

この一覧は、先に農地専門委員長報告がございました農地パトロールの結果、B分類再生困難と判定された農地について、関係部署と協議のうえ、非農地対象として支障がないと判断した農地について、さらに所有者等への文書確認を行い、「今後も農地として管理する」との申出があった農地を除いたものです。

なお、農地専門委員会後に、「今後も農地として管理する」との申出がございまして、一覧から除外したため、農地専門委員会資料よりは筆数が減っておりますことをご了承願います。

議案第126号別冊の1ページをご覧ください。

1番から5ページ131番までの131筆は一関地域分です。

132番から6ページ167番までの36筆は花泉地域分です。

168番から9ページ250番までの83筆は大東地域分です。

251番から10ページ280番までの30筆は千厩地域分です。

281番から303番までの23筆は東山地域分です。

304番から13ページ382番までの79筆は室根地域分です。

383番から14ページ416番までの34筆は川崎地域分です。

417番から22ページ682番までの266筆は藤沢地域分です。

合計、682筆について非農地の判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第126号」の説明を終わります。

審議願います。

13番佐藤委員

13番

佐藤和威治委員

説明の中で、通知書を送付して確認したと説明がありましたが、通知書の送付先が不明となっているものがあり、これらについては意思確認しないで現地調査だけで非農地判断するものですか。



局長 補佐

お答えします。

本来、非農地については農業委員会が現況調査を行い判断し、農地台帳を整備するために行うものであり、所有者の確認が本来的に必要なものです。

所有者がはっきりしているものについては、所有者に通知し、耕作意思があるものを非農地にする必要がないため確認したものであります。

所有者や管理者が把握できていないものについては、農地パトロールの結果をもって非農地にすることが仕方ないと考えています。

議長

よろしいですね。

その他ございませんか。

13番 佐藤 和威治 委員

13番  
佐藤 和威治 委員  
局長 補佐

通知先が不明、所有者が亡くなっていたものについては、実際、決定通知書はどのように発送するのでしょうか。

ご指摘のとおり、発送先が不明なことから決定通知は発送しません。

非農地だけは、農業委員会の判断に委ねられており、非農地決定はしますが通知書は送付しません。

管理者が判明した時点で非農地通知を送付します。

議長

よろしいですね。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第126号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第125号」を可と決します。

議長

次に、「議案第127号 一関市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

73 ページをご覧ください。

議案第 127 号 一関市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

74 ページをご覧ください。

資料は、規程の改正部分を下線で示しております。一関市農業委員会の権限に属する事務について、今までは本庁以外の各支所に補助執行させておりましたが、農業委員会事務局の事務室が本庁から川崎地域に移転したことに伴い、今回から補助執行に本庁を加え、川崎支所を除くとするものであります。本庁は農政推進課に、支所は川崎を除く産業建設課にそれぞれ補助執行させるものであり、令和 5 年 4 月 1 日から施行することについて議決を求めます。

なお、4 月からの川崎支所での農地に関する転用等の申請の受付や相談等の事務につきましては、農業委員会事務局で行ってまいります

議長

以上で「議案第 127 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 127 号 一関市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 127 号」を可と決します。

議長

次に、「議案第 128 号 一関市農業委員会公印規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

75 ページをご覧ください。

議案第 128 号 一関市農業委員会公印規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

76 ページをご覧ください。

資料は、改正部分を下線で示しております。一関市農業委員会の公印について、今までは各支所産業建設課長が保管者となっておりますが、議案第127号でご説明いたしましたとおり、農業委員会事務局の事務室が移転したことに伴い、補助執行に本庁が加わり、川崎支所産業建設課では農業委員会業務を行わないことになることから、公印の保管者を本庁及び川崎を除く支所の主管課長に変更するものであり、令和5年4月1日から施行することについて議決を求めるものです。

議 長

以上で「議案第128号」の説明を終わります。  
審議願います。

(なしの声あり)

議

長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
「議案第128号 一関市農業委員会公印規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。  
よって、「議案第128号」を可と決します。

議

長

次に、「議案第129号 一関市個人情報等保護管理規程の制定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

局

長

77ページをご覧ください。  
議案第129号 一関市個人情報等保護管理規程の制定について、議案の内容をご説明いたします。  
これにつきましては、現行の一関市個人情報保護管理規程を廃止し、新たに一関市個人情報等保護管理規程を制定し、令和5年4月1日から施行することについて、一関市農業委員会として議決を求めるものです。  
本日お配りしております議案第129号の別冊資料をご覧ください。  
一関市個人情報等保護管理規程は、一関市の保有する個人情報等の保護管理に関し、必要な事項を定めたものであり、市のすべての組織に及ぶため、合同訓令として組織ごとに同じ内容の規程を定めようとするものです。

今回の制定の内容ですが、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、同法の規定が地方公共団体においても適用されるため、同法に規定するマイナンバーなどの特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めようとするものです。

この制定の施行日は、令和5年4月1日からとしており、各組織とも3月中の決定を求められているもので、今回議案として提出したものです。

議 長

以上で「議案第129号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第129号 一関市個人情報等保護管理規程の制定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第129号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第130号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の廃止について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

78 ページをご覧ください。

「議案第130号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の廃止について」と「議案第131号 下限面積（別段の面積）の廃止について」が関連ありますので併せて説明をいたします。

本日、配布した「議案第130号」、「議案第131号」資料をご覧ください。

令和4年5月27日農地法の一部改正により、権利を取得するための下限面積が撤廃され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、経営規模にかかわらず農地の権利取得ができるようになります。

併せて、市町村が独自に設定していた別段の面積もなくなります。

議 長 そのため、一関市が独自に設定していた別段の面積 10 アール、空き家に付属した農地の別段の面積 1 アールを廃止しようとするものです。  
 以上で説明を終わります。  
 以上で「議案第130号」の説明を終わります。  
 審議願います。  
 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
 「議案第130号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の廃止について」を可と決する方は挙手願います。  
 (挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。  
 よって、「議案第130号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第131号 下限面積（別段の面積）の廃止について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第130号と同様となりますので説明を省略させていただきます。

議 長 以上で「議案第131号」の説明を終わります。  
 審議願います。  
 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
 「議案第131号 下限面積（別段の面積）の廃止について」を可と決する方は挙手願います。  
 (挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。  
 よって、「議案第131号」を可と決します。

議 長 以上で議案審議が終了いたしました。  
 第19回一関市農業委員会総会を閉会といたします。  
 ご苦労さまでした。

(午後 2 時40分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員